

様式 1 参加表明書

令和 年 月 日

参加表明書

(あて先)

枚方市長 伏見 隆

代表事業者

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

※共同企業体にあつては代表団体において記入

「枚方市総合計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル」の募集要項に基づく参加資格を満たしており、指定の書類を添え本プロポーザルに参加することを表明します。

なお、本提出書類及び今後提出する書類の記入内容に虚偽がないことを誓約します。

所 在 地			
商号又は名称			
代 表 者 名			
電 話		F A X	

構成員数（代表事業者を含む）	
----------------	--

担 当 者	氏 名	
	部署・職名	
	T E L	
	F A X	
	E - m a i l	

共同企業体により参加する場合は、業務提案書提出時に以下の書類の提出が必要です。

必要書類を確認し、を入れたうえでご提出ください。

【様式 8】 共同企業体協定書（共同企業体による参加の場合のみ）

様式2 参加資格確認書

参加資格確認書

募集要項「3. 参加資格要件」に定める、「過去10年間の間に、地方公共団体（中核市の人口規模以上）と契約した本業務と同様もしくは類似する業務の取扱い実績」について記載すること。

業務名			
発注者		受注形態	
		<input type="checkbox"/> 単体	<input type="checkbox"/> J V (出資比率 %)
業務実績場所			
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
業務概要 (具体的に記入) ※業務実施にあたり工夫した点等 についても記載すること。			

様式3 業務責任者の実績確認書

業務責任者の実績確認書

【担当者】

氏名	(ふりがな)	生年月日	年 月 日生 (歳)
所属事務所・役職			

【業務実績】 ※件数に応じて以下の欄をコピーして使用すること。

業務名			
発注者		受注形態	
		<input type="checkbox"/> 単体 ・ <input type="checkbox"/> J V (出資比率 %)	
業務実施場所			
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
業務概要 (具体的に記入) ※業務実施にあたり工夫した点 等についても記載すること。			

様式4 暴力団排除に係る誓約書

枚方市総合計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルへの参加にあたり、下記事項について誓約します。

記

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団に関係していません。

年 月 日

枚方市長 伏見 隆 様

(誓約者)
所在地
商号又は名称
代表者名

印

企画提案書

(あて先)

枚方市長 伏見 隆

代 表 事 業 者

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

枚方市総合計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルの募集要項に基づき、関係書類を添付して企画提案書を提出します。

なお、本提出書類の記入内容に虚偽がないことを誓約します。

企画提案内容等	別紙のとおり (※)	
委託を受けようとする 事業の事業費及び算出根拠 (消費税込み)	総事業費	円
	算出根拠	見積書(経費内訳書)を添付してください(様式自由)
業務実績	業務実績については別途提出「参加資格確認書(様式2)」のとおり。 ※追加して記載しても構いません。	

※企画提案内容等については、募集要項5(3)「企画提案審査の評価基準」に掲げる全ての審査項目について記載すること。

様式6 辞退届

令和 年 月 日

辞退届

(あて先)

枚方市長 伏見 隆

代表事業者

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

枚方市総合計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルへの参加を辞退いたします。

(辞退理由)

様式 8

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、枚方市総合計画等策定支援業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町・・・に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、当該業務期間の満了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該業務の受注者となることができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該企業にかかる協定が締結された日に解散するものとする。

(構成団体の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成団体は、次のとおりとする。

所在地
商号又は名称
代表者

所在地
商号又は名称
代表者

(代表団体、代表者)

第6条 当企業体は〇〇〇を代表団体とし、代表団体の代表者を当企業体の代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は当該業務の履行に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、枚方市長と折衝する権限並びに申請書の提出、当該業務に関する契約の締結、委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(運営委員会)

第8条 当企業体は、構成団体全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、再委託企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、管理業務の履行にあたるものとする。

(構成団体の責任)

第9条 各構成団体は、当該業務の履行及び再委託契約その他の業務の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

2 当該業務の履行にかかる各構成団体の業務分担及び出資の割合については、別表のとおりとする。

3 構成団体間の責任割合については、代表団体の責任を最大とする。

- 4 第2項に基づく別表は、枚方市長及び構成団体全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。
- 5 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成団体が協議して評価するものとする。

(取引金融機関)

第10条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第11条 当企業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第12条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成団体の脱退に対する措置)

第13条 構成団体は、枚方市長及び構成団体全員の承認がなければ、当該業務の契約期間が満了する日までは脱退することができない。

- 2 構成団体のうち当該業務履行途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、枚方市長の承認がある場合に限り、残存構成団体が共同連帯して当該業務を履行する。

(構成団体の除名)

第14条 当企業体は、構成団体のうちいずれかが、当該業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成団体全員及び枚方市長の承認により当該構成団体を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成団体に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成団体が除名された場合においては、前条第2項を準用するものとする。

(業務途中における構成団体の破産又は解散に対する処置)

第15条 構成団体のうちいずれかが当該業務履行途中において破産又は解散した場合には、第13条第2項を準用するものとする。

(構成団体の加入)

第16条 前3条の規定による構成員の脱退、除名及び破産又は解散により残存構成団体のみでは適正な業務の履行の確保が困難なときは、第13条第2項の規定にかかわらず全ての残存構成団体及び枚方市長の承認を得て、新たな構成団体を当企業体に加入させることができる。

(代表者の変更)

第17条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成団体全員及び枚方市長の承認により残存構成団体のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成団体は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり〇〇〇共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成団体が記名押印して各自所持するとともに、1通を枚方市長に提出するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体の名称 〇〇〇共同企業体

代表団体

所在地

名 称

代表者の氏名

印

構成団体

所在地

名 称

代表者の氏名

印

様式8 (別表)

〇〇〇共同企業体の業務分担と共通業務

構成団体名 (団体名)	業務分担	出資割合
(代表団体) 〇〇法人〇〇〇	1. 〇〇の管理に関する事 2. △△の運営に関する事	〇〇%
(構成団体) 〇〇〇株式会社	1. 〇〇の管理に関する事 2. △△の運営に関する事	〇〇%
構成団体が 共通して行う業務	1. △△の運営に関する事	

注1 上記「業務分担」については、本協定締結時点で想定する業務分担の内容について、具体的かつ詳細に記載する。

注2 本協定書第9条第4項の定めるところにより、上記業務分担表は、枚方市長及び構成団体全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

注3 「出資割合」については、共同企業体としての出資が無い場合は責任割合を記載すること。